



(指定訪問看護) ふかわ・くにくさ訪問看護ステーション

重 要 事 項 説 明 書

あと会 3Yのころ



医療法人社団あと会

当事業所はご契約者に対して指定訪問看護サービスを提供します。
事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

※当サービスの利用は、原則として要介護認定の結果「要介護」と認定された方が対象となります。

◆◆目次◆◆

1. 施設経営法人.....	1
2. ご利用の事業所.....	1
3. ご利用法人であわせて実施する事業.....	2
4. 職員の体制.....	3
5. 当事業所が提供するサービス.....	3
6. サービスの利用に関する留意事項.....	9
7. 秘密保持と個人情報の保護.....	10
8. 虐待防止の措置について.....	11
9. 身体拘束廃止に向けた取り組みについて.....	11
10. 事故発生時の対応について.....	11
11. 要望及び苦情等の相談.....	12
12. 第三者評価の実施状況.....	13
13. その他.....	13

当事業所は介護保険の指定を受けています。

事業所番号：3460290426

1. 施設経営法人

- | | |
|-----------|---------------------|
| (1) 法人名 | 医療法人社団あと会 |
| (2) 法人所在地 | 広島市安佐北区落合南1丁目11番22号 |
| (3) 電話番号 | 082-843-1212 |
| (4) 代表者氏名 | 理事長 横山 吉宏 |
| (5) 設立年月 | 昭和62年10月 |

2. ご利用の事業所

- | | |
|----------------|--|
| (1) 事業所の種類 | 指定訪問看護 |
| (2) 事業の目的 | 医療法人社団あと会が開設するふかわ・くにくさ訪問看護ステーションが行う指定訪問看護の事業は、居宅において要介護状態にある高齢者に対し、適切な訪問看護を提供することを目的とします。 |
| (3) 事業所の名称 | ふかわ・くにくさ訪問看護ステーション |
| (4) 事業所の所在地 | 広島市安佐北区上深川町186番地1 |
| (5) 電話番号 | 082-840-1222 |
| (6) 管理者名 | 下河内 俊恵 |
| (7) 当事業所の運営方針 | 事業所の訪問看護師等は、要介護者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、療養上のお世話や診療の補助を行う。
事業の実施に当たっては、関係市町村・地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービス提供に努めるものとします。 |
| (8) 開設年月 | 平成16年10月1日 |
| (9) 通常の事業の実施地域 | 広島市安佐北区、広島市東区。但し広島市東区は福田、馬木地区を通常の実施地域とする。 |

- (10) 営業日 月曜日～土曜日（ただし祝祭日、8月13日～8月16日まで及び12月30日～1月3日までを除く）
- (11) 受付時間 午前8時30分から午後5時30分までとする。（ただし土曜日は、午前8時30分から午後12時30分までとする。）
- (12) サービス提供時間 午前9時から午後5時
（ただし土曜日は、午前8時30分から午後12時30分までとする。）
- ※電話等により、24時間常時連絡が可能で緊急訪問ができる体制にしております。

3. ご利用法人であわせて実施する事業

事業の種類		事業者指定年月日	定員
施設	ユニット型介護老人保健施設	平成16年10月1日	100人
居宅	通所リハビリ	平成16年10月1日	40人
	介護予防通所リハビリ	平成18年4月1日	
	通所リハビリ（2単位目）	平成27年10月1日	30人
	介護予防通所リハビリ（2単位目）	平成27年10月1日	
	通所リハビリ（3単位目）	平成27年10月1日	10人
	介護予防通所リハビリ（3単位目）	平成27年10月1日	
	ユニット型短期入所療養介護	平成16年10月1日	空床利用
	ユニット型介護予防短期入所療養介護	平成18年4月1日	
	訪問リハビリテーション	平成22年8月1日	—
	介護予防訪問リハビリテーション	平成22年8月1日	—
	訪問看護	平成16年10月1日	—
	介護予防訪問看護	平成22年5月1日	

	訪問介護	平成 27 年 3 月 1 日	—
	介護予防・日常生活支援総合事業における第 1 号訪問事業	平成 27 年 3 月 1 日	—
	夜間対応型訪問介護	平成 27 年 3 月 1 日	—
	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	平成 27 年 3 月 1 日	—
	通所介護	平成 15 年 4 月 1 日	30 人
	介護予防・日常生活支援総合事業における第 1 号通所事業	平成 18 年 4 月 1 日	
	居宅療養管理指導	平成 12 年 4 月 1 日	—
	介護予防居宅療養管理指導	平成 18 年 4 月 1 日	
居宅介護支援事業		平成 16 年 10 月 1 日	—

4. 職員の体制

【主な職員の配置状況】

※職員の配置については、指定基準を遵守しています。

職種	資格	常勤	非常勤	職務の内容
管理者	看護師	1	—	事業所の従事者の管理及び業務の管理を一元的に行う。
訪問看護師	看護師	3	1 4（併設老健施設と兼務）	指定訪問看護の提供に当たる。
	准看護師	1	1（併設老健施設と兼務）	
リハビリ	理学療法士 作業療法士 言語聴覚士	—	2	機能訓練等に従事

5. 当事業所が提供するサービス

当事業所では、ご契約者に対し、下記のサービスを提供します。

当事業所が提供するサービスについて、

- | |
|---|
| (1) 利用料金が介護保険から給付される場合
(2) 利用料金の全額をご契約者に負担いただく場合 |
|---|

があります。

(1) 介護保険の給付の対象となるサービス

以下のサービスについては、介護保険負担割合証に記載された利用者負担の割合に応じた支払いとなります。また個々の利用者の状況に応じた加算があり、利用料金、各加算の料金等は別紙に記載しております。

【サービスの概要】

訪問看護は、看護師・理学療法士等が、利用者の居宅（自宅）を訪問し、次のような療養上のお世話や診療の補助を行います。

サービス区分	サービス内容
①日常生活の看護	健康状態の観察、疾病予防・悪化防止の支援 栄養・食事摂取のケア 排泄のケア 清潔のケア 療養環境の整備・療養生活助言 ねたきり、床ずれ予防 コミュニケーションの支援
②医療的処置・管理	チューブ類の管理 服薬管理 床ずれ・創傷の処置 医療機器の管理 その他医師の指示による処置・管理
③認知症の看護や精神・心理的看護	認知症・精神科疾患のある人の看護 生活リズムの調整方法 事故防止のアドバイス 内服薬の管理 社会参加への相談

サービス区分	サービス内容
④リハビリテーション・住宅改修	日常生活動作の訓練・指導 関節拘縮の予防・訓練 機能訓練・指導 福祉機器の選定相談 住宅改修に関する相談 外出への工夫
⑤介護者の支援	日常の健康相談 看護・介護方法に関する相談 不安やストレスの相談 介護者の休養に関する相談 介護用品の相談など
⑧ターミナルケア	倦怠感・苦痛緩和の看護 精神的支援 療養環境の整備など
⑦各種在宅サービスの相談	市区町村などの公的なサービスの相談 民間の各種在宅関連サービスの相談 その他保健・福祉・医療・福祉に関するサービスの相談 利用できる制度の紹介など

※ ご契約者に対する具体的なサービスの実施内容、実施日及び実施回数は、主治医の指示書及び居宅サービス計画に沿い、訪問看護計画に定められます。

※ 平常の時間帯（午前8時から午後6時）以外の時間帯

夜間（午後6時から午後10時まで）	25%増
早朝（午前6時から午前8時まで）	25%増
深夜（午後10時から午前6時まで）	50%増

【サービスの概要・加算項目】

- ① 准看護師が訪問した場合
准看護師が訪問看護サービスを行った場合は、基本報酬から所定割合減算します。
- ② 夜間又は早朝の場合、若しくは深夜の訪問の場合
夜間又は早朝、若しくは深夜に訪問した場合は、基本報酬から所定割合加算されます。
- ③ 複数名訪問加算

同時に 2 人の職員が 1 人の利用者に対し訪問した場合。(利用者やその家族等の同意のうえ)。

A) 利用者の身体的理由により 1 人の看護師による訪問看護が困難と認められた場合。

B) 暴力行為、著しい迷惑行為、器物破損行為等が認められる場合
その他利用者の状況から判断して、A) 又は B) に準ずると認められた場合。

④ 長時間訪問看護加算

特別な管理を必要とする(⑨の状態)のご利用者に対し、90 分以上の訪問看護サービスを行った場合。

⑤ 要介護 5 の者の場合

定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所と連携し、保健師、看護師又は准看護師が要介護 5 である者に対して訪問看護を行った場合。

⑥ 同一建物減算

事業所の所在する建物と同一の敷地内に居住する利用者、又は 1 月当たりの利用者が同一の建物に 20 人以上居住する建物に居住する利用者に対して指定訪問看護を行った場合は所定割合減算。

⑦ 特別地域訪問看護加算

当事業所が、厚生労働大臣が定める地域(人口が小規模、交通が不便、豪雪地帯など)に所属する指定訪問看護事業所であるため、1 回の訪問につき 100 分の 15 を加算いたします。但しこの加算は、緊急時訪問看護加算、特別管理加算及びターミナル加算を含みません。

⑧ 緊急時訪問看護加算

利用者又はその家族等から電話等により看護に関する意見を求められた場合に常時対応できるよう 24 時間連絡体制をとっています。この加算を算定することにより、計画外の訪問を行った場合は、通常は早朝・夜間 25% 増、深夜 50% 増のところ、基本サービス費のみの請求となります。

⑨ 特別管理体制

特別な管理が必要となる場合(以下のいずれかに該当する状態)に加算されます。

A) 在宅自己腹膜灌流指導管理、在宅血液透析指導管理、在宅酸素療法指導管理、在宅中心静脈栄養法指導管理、在宅成分栄養経管栄養法指導管理、在宅自己導尿指導管理、在宅時続陽圧

呼吸療法指導管理、在宅悪性腫瘍患者指導管理、在宅自己疼痛管理指導管理、在宅肺高血圧症患者又は在宅気管切開患者指導管理を受けている状態

B) 気管カニューレ、ドレーンチューブ又は留置カテーテルを使用している状態

C) 人工肛門又は人工膀胱を設置している状態

D) 真皮を超える褥瘡の状態

⑩ 専門管理加算

A) 緩和ケア、褥瘡ケア又は人口肛門ケア及び人口膀胱ケアに係る専門の研修を受けた看護師が計画的な管理を行った場合

B) 特定行為研修を修了した看護師が計画的な管理を行った場合

⑪ ターミナルケア体制

利用者の死亡日前 14 日以内に 2 回以上のターミナルケアを行なった場合。

⑫ 遠隔死亡診断補助加算

主治の医師の指示に基づき、情報通信機器を用いて医師の死亡診断の補助を行った場合。

⑬ 定期巡回と医療保険の併用の場合

定期巡回の訪問看護の利用中、急性増悪等により一時的に頻回の訪問看護を行う必要がある旨の特別の指示を行った場合は、当該指示の日数に応じて減算します。

⑭ 訪問回数超過等減算

理学療法士等の訪問回数が看護職員の訪問回数を超えている場合又は特定の加算を算定していない場合は減算されます。

⑮ 初回加算（Ⅰ）

新規に訪問看護計画を作成した利用者に対して、病院、診療所から退院した日に看護師が初回の指定訪問看護を行った場合。ただし、初回加算（Ⅱ）を算定している場合は算定しない。

⑯ 初回加算（Ⅱ）

新規に訪問看護計画を作成した利用者に対して、病院、診療所から退院した日の翌日以降に初回の指定訪問看護を行った場合。ただし、初回加算（Ⅰ）を算定している場合は算定しない。

⑰ 退院時共同指導加算

病院、診療所又は介護老人保健施設に入院中又は入所中の者が退院又は退所するに当たり、訪問看護ステーションの看護師等が退院時共同指導（病院、診療所、又は介護老人保健施設の主治の医

師その他の職員と共同し、在宅での療養上必要な指導を行い、その内容を文書による提供することをいう）を行った後に、当該者の退院又は退所後に当該者に対する初回の指定訪問看護を行った場合に所定単位数を加算します。ただし、初回加算を算定する場合は、当該加算は算定されません。

⑱ 看護・介護職員連携強化加算

訪問介護事業所と連携し、たんの吸引等が必要な利用者に係る計画の作成や訪問介護員に対する助言等の支援を行った場合。

利用者に対する安全なサービス提供西部や連携体制確保のための会議に出席した場合。

訪問看護が24時間行える体制を整えている事業所として緊急時訪問看護加算の届け出をしている場合。

⑲ 看護体制強化加算

都道府県知事に対し、届出を行った事業所が、医療ニーズの高い利用者への指定訪問看護の提供体制を強化した場合。

⑳ 口腔連携強化加算

事業所の従業者が、口腔の健康状態の評価を実施した場合において、利用者の同意を得て、歯科医療機関及び介護支援専門員に対し、当該評価の結果を情報提供した場合。

21 サービス提供体制強化加算

研修等を実施しており、かつ、一定以上の勤続年数を有する者を一定割合以上雇用し、安定的なサービスの提供を確保している事業所であるため、1回の利用につき所定単位数が加算されます。

※ ご契約者がまだ要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額をいったんお支払いいただきます。要介護の認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます（償還払い）。また、居宅サービス計画が作成されていない場合も償還払いとなります。償還払いとなる場合、ご契約者が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。

※ 介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、ご契約者の負担額を変更します。

（2）介護保険の給付対象とならないサービス

以下のサービスは、利用料金の全額がご契約者の負担となります。

【サービスの概要】

- ① 介護保険給付の支給限度額を超える訪問看護サービス
介護保険給付の支給限度額を超えてサービスを利用される場合は、サービス利用料金の全額がご契約者の負担となります。
- ② 死後の処置料
- ③ 衛生材料費
- ④ 交通費
通常の事業実施地域以外の地区にお住まいの方で、当事業所のサービスを利用される場合は、サービスの提供に際し、要した交通費の実費をいただきます。

(3) 利用料金のお支払い方法

前記(1)、(2)の料金・費用は、1か月ごとに計算し、ご請求いたします。お支払方法は原則口座振替となります。なお振替日はサービス利用の翌月26日(休日の場合は翌営業日)となります。

6. サービスの利用に関する留意事項

(1) サービス提供を行う訪問看護師

サービス提供時に、担当の訪問看護師を決定します。

ただし、実際のサービス提供にあたっては、複数の訪問看護師が交替してサービスを提供します。

(2) 訪問看護師の交替

① ご契約者からの交替の申し出

選任された訪問看護師の交替を希望する場合には、当該訪問看護師が業務上不適当と認められる事情その他交替を希望する理由を明らかにして、事業者に対して訪問看護師の交替を申し出ることができます。ただし、ご契約者から特定の訪問看護師の指名はできません。

② 事業者からの訪問看護師の交替

事業者の都合により、訪問看護師を交替することがあります。訪問看護師を交替する場合は契約者及びその家族等に対してサービス利用上の不利益が生じないよう十分に配慮するものとします。

(3) サービス実施時の留意事項

① 定められた業務以外の禁止

契約者は「5. 当事業所が提供するサービス」で定められたサービス以外の業務を事業者に依頼することはできません。

②訪問看護サービスの実施に関する指示・命令

訪問看護サービスの実施に関する指示・命令はすべて事業者が行います。但し、事業者は訪問看護サービスの実施にあたって契約者の事情・意向等に十分に配慮するものとします。

③備品等の使用

訪問看護サービス実施のために必要な備品等（水道・ガス・電気を含む）は無償で使用させていただきます。訪問看護師が事業所に連絡する場合の電話等も使用させていただきます。

（４）訪問看護師の禁止行為

訪問看護師は、ご契約者に対する訪問看護サービスの提供にあたって、次に該当する行為は行いません。

- ①ご契約者もしくはその家族等からの高価な物品等の授受
- ②ご契約者の家族等に対する訪問看護サービスの提供
- ③飲酒及びご契約者もしくはその家族等の同意なしに行う喫煙
- ④ご契約者もしくはその家族等に対して行う宗教活動、政治活動、営利活動
- ⑤金銭の貸借などの金銭の取扱い
- ⑥訪問看護師等に対する贈り物や飲食等のもてなし
- ⑦その他契約者もしくはその家族等に行う迷惑行為

7. 秘密保持と個人情報の保護

（１）利用者及びその家族に関する秘密保持

- ① 当事業所は、サービスを提供する上で知り得たご利用者及びその家族に関する秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。
- ② この秘密を保持する業務は、契約が終了した後も継続します。

（２）個人情報の保護

- ① 当事業所は、あらかじめ同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、ご利用者の個人情報を用いませぬ。またご利用者の家族情報についても、あらかじめ文書で同意を得ない限りサービス担当者会議等でご利用者の家族の個人情報を用いませぬ。
- ② 当事業所は、ご利用者及びその家族に関する個人情報が含まれる記録物については責任を持って管理し、また処分の際にも第三者に見られることを防止します。

8. 虐待防止の措置について

(1) 当事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の措置を講ずるものとします。

- ① 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催
- ② 虐待の防止のための指針の整備
- ③ 看護師等に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施
- ④ 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の配置
- ⑤ その他虐待防止のために必要な措置

9. 身体拘束廃止に向けた取り組みについて

当事業所では、身体的拘束により利用者の行動の抑制をいたしません。ただし、自傷他害のおそれがある等、利用者もしくは他の関係者の生命もしくは身体を保護するといった、緊急かつやむを得ない場合は、管理者が判断し、身体的拘束により行動の制限をさせていただくことがあります。その際は、利用者本人やご家族に対して、身体拘束の内容、目的、理由、拘束の時間帯、期間等を所定の説明書を使用し詳細に説明し、同意を得たのち行います。また、常に身体拘束を実施せざるを得ない状況か検討し、必要がないと認めた場合には、ただちに身体的拘束による行動の制限を解除いたします。

10. 事故発生時の対応について

サービスの提供中に事故が発生した場合、事故の内容に応じて以下のとおり速やかに対応します。

(1) 契約者に医療を必要とする事故（骨折・創傷等）が発生した場合

- ① サービスを提供した職員又は第一発見者は、速やかに応急処置を行い医師・看護職員に報告します。
- ② 発生状況・受傷状況を確認し、ご家族に至急連絡するとともに、必要に応じて協力医療機関等に受診します。
- ③ 事故検討委員会（法人内）にて事故原因の調査・分析を行い、契約者やご家族に誠実に説明します。

(2) 契約者の財物が破損・紛失した場合

- ① サービスを提供した職員又は第一発見者は、発生状況を管理者に報告し、管理者より速やかにご家族へ連絡します。

- ② 事故検討委員会にて事故原因の調査・分析を行い、契約者やご家族に誠実に説明します。

※上記いずれの場合にも、事故が当事業所の過失により発生した場合は、速やかに損害賠償を行うものとします。

※また、必要に応じて関係市町村へ報告し、再発防止のための助言や指導を受ける場合があります。

1 1. 要望及び苦情等の相談

(1) 当事業所における要望・苦情等の受付

当事業所における苦情やご相談に応じる体制は次のとおりです。

1. 苦情解決責任者：理事 真下 一策
2. 苦情受付担当者：管理者 下河内 俊恵
電話番号：082-840-1222

3. 苦情解決の方法

- ① 苦情は面接や電話、書面にて随時受け付けます。事務所にも苦情受付ボックスを設置していますので、ご利用下さい。
- ② 受付担当者は事業所職員・介護支援専門員等に状況を確認します。
- ③ その後、苦情解決委員会（法人内）にて協議の上、苦情解決責任者が申出人と誠意を持って話し合い、解決に努めます。

(2) 行政機関その他苦情受付機関

安佐北区厚生 部健康長寿課 介護保険係	所在地 広島市安佐北区可部3丁目19番22号 (安佐北区総合福祉センター内) 電話番号 082-819-0621 FAX 082-819-0602 受付時間 8:30～17:00
広島市役所介 護保険課	所在地 広島市中区国泰寺町1丁目6番34号 電話番号 082-504-2183 FAX 082-504-2136 受付時間 8:30～17:00
国民健康保険 団体連合会	所在地 広島市中区東白島町19-49 電話番号 082-544-0783 FAX 082-511-9126 受付時間 9:00～16:00
広島県社会福 祉協議会	所在地 広島市南区比治山本町12-2 電話番号 082-254-3411 FAX 082-252-2133 受付時間 9:00～16:00

1 2. 第三者評価の実施状況

実施の有無	無
実施した直近の年月日	—
実施した評価機関の名称	—
評価結果の開示状況	—

1 3. その他

(1) 確認

当事業所ご利用にあたり毎月 1 回、介護保険者証等の確認をさせていただきます。

(2) サービス計画

契約者に係る居宅サービス計画（ケアプラン）が作成されている場合には、それに沿って契約者の訪問看護計画が作成するものを行います。また、契約者に係る居宅サービス計画が作成されていない場合でも、訪問看護計画の作成を行います。その場合に、事業者は、契約者に対して、居宅介護支援事業者を紹介する等居宅サービス計画作成のために必要な支援を行うものとします。

事業者は、訪問看護計画について、契約者及び家族等に対して説明し、同意を得た上で決定するものとします。

契約者に係る居宅サービス計画が変更された場合、もしくは契約者及びその家族の要請に応じて、訪問看護計画の変更の必要があると認められた場合には、契約者及びその家族等と協議して、訪問看護計画を変更するものとします。訪問看護計画を変更した場合には、契約者に対して書面を交付し、その内容を確認するものとします。

※この重要事項説明書は、厚生省令第 37 号（平成 11 年 3 月 31 日）
第 8 条の規定に基づき、利用申込者又はその家族への重要事項説明
のために作成したものです。

契約締結に当たり上記重要事項説明書に従って説明を致しました。

年 月 日

（事業者） 広島市安佐北区落合南 1 丁目 11-22

医療法人社団あと会

理事長 横山 吉宏

印

説明者名

附則

この重要事項説明書は、平成 16 年 10 月 1 日から施行する。

この重要事項説明書は、平成 22 年 5 月 1 日から一部改正する。

この重要事項説明書は、平成 22 年 6 月 1 日から一部改正する。

この重要事項説明書は、平成 22 年 9 月 1 日から一部改正する。

この重要事項説明書は、平成 23 年 1 月 1 日から一部改正する。

この重要事項説明書は、平成 24 年 4 月 1 日から一部改正する。

この重要事項説明書は、平成 27 年 4 月 1 日から一部改正する。

この重要事項説明書は、平成 27 年 8 月 1 日から一部改正する。

この重要事項説明書は、平成 29 年 1 月 1 日から一部改正する。

この重要事項説明書は、平成 30 年 4 月 1 日から一部改正する。

この重要事項説明書は、令和元年 9 月 1 日から一部改正する。

この重要事項説明書は、令和元年 10 月 1 日から一部改正する。

この重要事項説明書は、令和 2 年 6 月 1 日から一部改正する。

この重要事項説明書は、令和 3 年 4 月 1 日から一部改正する。

この重要事項説明書は、令和 6 年 6 月 1 日から一部改正する。